

鳥取縣公告

告示

鳥取縣告示第二十三号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所 東伯郡倉吉町大字新町一丁目 氏名 野崎源市方 吉水 鶴藏
- 一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字宮川町一七八ノ三
- 一、同 用途 商店併用住宅
- 一、同 構造 木造 枋葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 三八、八平方メートル 突出する部分 二九、三平方メートル
- 一、許可条件

昭和二十四年一月十八日 火曜日
第九百七十七号

本番ノ大キサハ...

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も、前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二十四号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月十八日

昭和二十四年一月十八日 第九百七十七号 (昭和四年四月五日) 第三種郵便物認可

00637

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所 岩美郡米里村大字中大路三九
氏名 中 川 豊

一、建築物の位置 鳥取市寺町一 一番地先堤防

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造 杉皮葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 一八、八平方米
突出する部分 同

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も、前各号に定める事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二十五号
昭和二十三年農林省告示第百二十号治山事業補助規程に基いて、鳥取縣治山事業施行規程を次のように定める。
昭和二十四年一月十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣治山事業施行規程

第一條 治山事業の施行は、この規程の定めるところによる。但し、この規程に定めのない事項については、大正九年十一月八日内務省令第三十六号道路工事執行令及大正十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を準用する。

第二條 昭和二十三年度農林省告示第百二十号治山事業補助規程第二條の事業は、同規程第三條の土地につき縣においてこれを施行する。

第三條 事業は縣の計画に従い、毎年度予算の範囲内において、これを行う。但し事業の施行に利害關係のある市町村 町村組合又は森林組合は、事業の施行を、知事に願、出ることが出来る。

00638

00637

第四條 前條の願出のあつた場合、知事はその内容を検討し、施行するときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第五條 事業を施行する場合、知事は予め事業を施行する土地の所有者にその旨を通知し承諾を得るものとする。土地所有者において事業の施行を承諾したる場合は、承諾書を知事に提出しなければならない。

第六條 事業の完成の場合、その工作物又は造林木は土地所有者の所有に帰属するものとする。

第七條 前條の工作物又は造林木には、土地所有者において、次の事項を行わなければならない。但し、知事が必要と認めた場合は、その事業に利害關係を有する者に対し、これを行わせることができる。
一、軽微なる工作物の補修及び補植
二、火災の予防及び消防
三、盗伐、誤伐、侵襲、その他加害行為の予防及び防止

四、有害鳥獸の驅除

第五、第六條 第二十七條の規定による施業の保護の実行
六、知事に対する被害状況の報告

第八條 前條第一号について知事が必要と認めた場合には、その方法を指定するものとする。

第九條 事業の施行に必要な場合は別にこれが内規等を定めるものとする。

第十條 この規程において知事に提出する書類は、所轄地方事務所を経由するものとする。

第十二條 この規程において取扱う書類の様式は、附表による。

附則

この規程は告示の日からこれを施行する。

附表

一、願書

縣治山事業施行願

左記箇所につき治山事業を施行せられたる願出るる者、事業施行については、土地所有者において承諾済

00639

につき申し添える

年 月 日

住所 氏 名 印

知事宛

記

申す請簡所	町村大字	字	地番	地目	郡	町村大字	氏名	備考

注意

- 添付する実測図(又は見取図)には附近の地勢、河川、道路、田畑、森林等の位置を明かにすること。
 - 添付する施行地の調査には次の事項を記入すること。
 - 地番、地目及び台帳反別
 - 施行地の現況及び将来発生を予想せられる被害の状況
- 事業施行に伴う効果の具体例

に、地元において希望する工種、資材労務に対する地元側の利便供与その他参考となる事項

二、承諾書

承諾書

一、箇所 郡 町大字 字 番地

二、面積 台帳(見込又は実測) 町 段 畝 歩

三、用途 治山事業(………事業)施行のため

四、期間 昭和 年 月 日から事業完成の日まで

右について左記の条件によつて土地を使用し事業を施行することを承諾する。

年 月 日

郡 町大字 字 地番

土地所有者 氏 名 印

知事宛

一、事業施行に必要な場合はその施行に必要な土地を無償で使用しても何等異議を申し立てない。

00640

00600

- 事業の施行により土地の形質に変更、または又は立木その他に損害を生じてもその賠償を請求しない
- 事業施行に及ぼすような一切の行爲をしないこと
- は勿論事業施行に対してできるだけ協力する。
- 事業施行地及びその附近の自己所有地に在る切芝、土石、粕朶、萱株等で事業用材料に使用することもは無償で提供する。
- 事業施行中でも公課その他土地に関する一切の費用土地所有者において負担する。

鳥取縣告示第二十六号

鳥取縣保安林強化事業施行規程を次のように定める。

昭和二十四年一月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣保安林強化事業施行規程

第一條 本縣の保安林強化事業の施行は、昭和二十三年度農林省告示第四百十号保安林強化事業補助規程(以下農林省規程という)によるの外、この規程の定める

ところによる。

第二條 農林省規程第二條の事業は、縣においてこれを施行する。

第三條 保安林の配備については、次の区分によりこれを施行する。

- 河川上流より以下單に上流、下流という)の奥地水源地带における、水源池養保安林及び土砂防止保安林。
- その他の保安林。

第四條 前條第一号に属するものについては、次の地域を対象として、河川、流域毎に調査する。

- 下流地区に高度の文化経済施設のある上流水源地帯。
- 水害の頻発する流域の上流であつて、その原因が森林に基くものと認められる地帯。
- 廣範なほげ山地帯があり、治水上下流の安全のため放置しておけない地帯。

第五條 第三條第一号による保安林は、分水界を中心と

し、できる限り一般林地より上方にあるよう選定するものとする。

第六條 第三條第二号に属するものについては、次の地域を対象として市町村毎に調査する。

- 一、直接被保護物が明確で、飛砂、積雪、墜石の防止、水害、潮害の防備及び防風に森林の生立が他の方法より効果的であり得策である箇所。
- 二、産業用水源として必要であり、又その施設を保全するため土砂止上必要な箇所。
- 三、沿岸を航行する船舶、特に魚船の航行目標として必要な箇所。
- 四、漁場、漁田の保護のため必要な箇所。
- 五、公衆衛生のため必要な箇所。
- 六、社寺、名所若しくは旧蹟地の風致のため必要箇所

第七條 前條各号によつて編入しようとする保安林は、被保護物に対し最も有効な配置を有するようにし、できる限り小面積とする。

第八條 第六條によつて 編入した保安林は、森林の形

態を備えていないもの或は不適當な林相の場合には、新にこれを造成し又は改良するものとする。

第九條 保安林の編入は森林法第十四條第一号乃至第五号のものを主とし、左の方針によつて行う。

- 一、氣象的並びに土地的條件に応じ、産業的並びに文化的施設を、明白にその目標とする。
 - 二、森林原野の荒廢をきたし、公益上被害發生の原因をなしているもの、中編入を必要とするもの。
- 第十條 保安林中次の各項に該当すると認められるものはこれを解除する。

- 一、森林法第十四條各号の保安林編入目的につき、他の手段、施設等により、保安林として存置する必要のなくなつたもの及び保安關係の変つたもの。
- 二、水害その他自然災禍の脅威にまごわされて不必要に編入されていたもの、又は目的を誤つて編入せられていたもの。

第十一條 保安林の指定事項が以前のものであつて、現在の保安林に適しないものは、指定事項の変更を行う

ものとする。但し一地区の保安林については総合指定をなすことができる。

第十二條 保安林を新設し、又は廃止するものについては、速かに編入解除を発動しなければならない。

指定事項を変更しようとするときは、その変更処分を行うものとする。

第十三條 保安林の編入解除をしようとするとき、又は申請を受理したときは、速かに森林法による所要の手續を経て、地方森林会の議に付するものとする。

第十四條 林相不良であつて機能を發揮し得ない保安林においては、その所有者は速かに林相を整備するものとする。

第十五條 保安林の保護、管理を完うするために標柱を建設する。

前項によつて建設せられた標柱は、その建設せられた保安林の所有者が、これを保護管理するものとする。

第十六條 知事は、保安林標柱台帳を備え付け、その所在を明かにするものとする。

この台帳は、永久保存とする。

第十七條 この規程において取扱う書類の様式は、附表による。

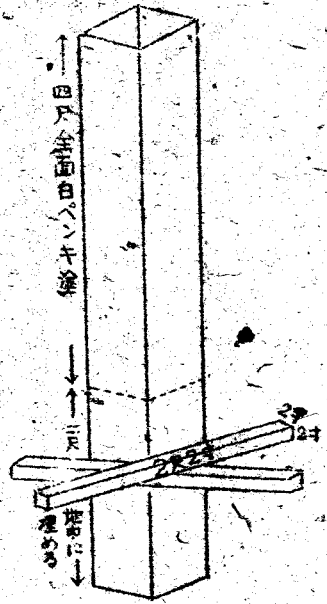
附則

この規程は告示の日からこれを施行する。

附表

一、標柱規格

松材使用



記載事項

表面 ○○○○保安林第 号(台帳番号)
 側面 昭和 年 月 日建設 鳥 取 縣
 他の面 指定事項一、二、三、
 (要旨のみ)

二、保安林標柱台帳

台帳番号	保安林	建設位置	建設建設備考
所在地	保安林	年月日	建設建設備考
市郡町村	種別	大字	字
		地番	

鳥取縣告示第二十七号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年一月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 二、條例制定の認可年月日
 東伯郡舎人村 昭和二十一年一月十三日

正

誤

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員候補者経歴公報の米原イタルの姓のふり仮名に誤植があるので次の通り正誤する。

鳥取縣選挙管理委員会

議員候補者の区分

誤

正

米原イタル

米原イタル

米原イタル

昭和二十三年十二月二十八日附鳥取縣公報号外登載鳥取縣規則第九十九号あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法施行細則中左の通り正誤する。

頁 行

正

誤

一 上ノ一 一 きゆう、柔道整復等營業法施行規則
 (昭和二十三年)
 二 下ノ二 二 寫眞(手札形無台紙、出願前六箇月以内)
 法第十條第二項の
 三 上ノ一 三 したときの届け出は規則第廿四條の規定によるの外左の書類を
 二 下ノ二 二 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等
 第二号様式
 2尺
 三 上 三 あん摩師(はり師、きゆう師)
 7寸
 第三号様式・表面
 條の規定による臨検検査票

一 上ノ一 一 きゆう、柔道整復等營業法の施行規則
 (昭和二十三年)
 二 下ノ二 二 寫眞(手札形無台紙、出願前六箇月以内)
 法第一條第二項の
 三 上ノ一 三 したときは左の書類を
 二 下ノ二 二 あん摩、はり、柔道整復等
 第二号様式
 2尺
 三 上 三 あん摩師(はり師)
 6寸
 第三号様式・表面
 條の規定による点検検査票